

定 款

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

目 次

第1章	総則	2
第2章	目的及び事業	2
第3章	会員	2
第4章	総会	4
第5章	役員等	6
第6章	理事会	8
第7章	会計	9
第8章	定款の変更及び解散	9
第9章	公告の方法	10
第10章	委員会、地区協議会等	10
第11章	公共測量支援センター	10
第12章	事務局	10
第13章	補則	10
附則		11

一般社団法人全国測量設計業協会連合会定款

平成24年 4月 1日制定
平成24年 5月31日改定
平成27年 1月16日改訂
令和 2年 5月28日改訂
令和 4年 6月30日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国測量設計業協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置き、理事会の議決を経て従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、測量設計業者が組織する各都道府県の団体を結集し、測量設計業界の健全な発展及び地位向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、もって産業の振興及び発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業に関する技術の調査研究並びに奨励
- (2) 測量設計業に関する経営の改善、法制及び施策の調査研究
- (3) 測量設計業に関する資料収集並びに情報提供
- (4) 測量設計業の社会的使命に関する宣伝並びに普及啓発
- (5) 関係機関及び関係団体との交渉、連絡並びに提携
- (6) 測量成果の品質確保のために必要な事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量設計業を営む者が都道府県ごとに組織する団体であって、
この法人の認める団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、維持発展に寄与する者で、理事会の承認を
得た者
- (3) 特別会員 この法人に対し特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推
薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員は、この法人に対して代表者としての権利を行使する者1名を定め、これを会長（第20条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）に届け出るものとする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項において、会費未納があるときは、これを支払うこととする。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 常勤の理事及び正会員以外の監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会に出席できない正会員は、他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度に1回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員の構成員25社につき1個とする。ただし、構成員が25社未満の正会員は1個とする。

2 議決権の数は、3月31日現在の構成員の数で決定する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 15名以上20名以内

(2) 監 事 2名とする。

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事及び5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 会長並びに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

る。

- 3 理事及び監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は
は
辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(名誉会長)

第27条 この法人に任意の機関として1名の名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長の相談に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 3 名誉会長は、会長経験者のうち特に著しい功労があったと認められる者を、会長が任命する。
- 4 名誉会長の任期は、当該名誉会長を任命した会長の退任の時までとする。
- 5 名誉会長の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 6 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(相談役)

第28条 この法人に任意の機関として2名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任・任期及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 前項ただし書に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 この法人に任意の機関として5名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営に関して諮問に応え、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 3 顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若

しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会、地区協議会等

(委員会、地区協議会等)

第43条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会、地区協議会等を設置することができる。

2 委員会、地区協議会等の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公共測量支援センター

第44条 この法人の事業を推進するために、公共測量支援センターを設置する。

2 公共測量支援センターは以下の事業を行う。

- (1) 公共測量の普及と啓発
- (2) 測量計画機関に対する支援
- (3) 測量成果の品質確保を目的とする検査及び検定

第12章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、本島庸介とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。